

津市運動施設（津地域）指定管理者募集要項

令和８年８月

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

目 次

1 指定管理者募集の目的	1
2 運動施設の概要	1
3 運動施設の管理運営方針	2
4 指定管理者が行う業務	2
5 指定期間（予定）	3
6 指定管理料	3
7 関係法令等の遵守	4
8 応募の資格	5
9 選定スケジュール	6
10 応募の手続	6
11 事業計画書	9
12 収支計画書	10
13 経費に関する事項	10
14 指定管理者選定の方法及び基準	11
15 指定管理者の指定及び協定に関する事項	13
16 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	13
17 業務の継続が困難になった場合における措置	14
18 その他	15
19 申請の手続き	15
20 問い合わせ	17

【別紙１】特記仕様書

【別紙２】津市運動施設（津地域）指定管理者選定のスケジュール

【別紙３】津市運動施設（津地域）指定管理者候補者評価基準

【別紙４】津市と指定管理者との責任分担表

【参考】津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

【参考】令和８年度津市労働報酬下限額

1 指定管理者募集の目的

津市運動施設（津地域）（以下「運動施設」という。）は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るために設置しています。当該施設の設置目的に即した管理運営を効果的、効率的に行い、もって市民の健康で文化的な生活の向上に資することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、指定管理者を募集するものです。

2 運動施設の概要

種 類	名 称	位 置
テニスコート	津市民テニスコート	津市殿村150番地
	津市古道公園内テニスコート	津市南中央3番1号
	津市古河公園内テニスコート	津市東古河町5番地
野球場等	津球場公園内野球場 (駐車場を含む)	津市本町31番1号
	津市北部運動広場	津市栗真中山町601番地3
	津市西部運動広場	津市産品1206番地
	津市乙部公園内運動広場	津市寿町5番地
	津市南部緑地公園内運動広場	津市高茶屋小森町4000番地
陸上競技場	津市海浜公園内陸上競技場	津市末広町24番32号
弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	津市栗真中山町816番地11

※施設の規模・構造等については、津市運動施設（津地域）指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

※津市海浜公園内陸上競技場は、現在改修工事期間中で、令和10年11月リニューアルオープンを予定しています。

※津市西部運動広場及び津市乙部公園内運動広場については、「津市個別施設計画」に基づき、現在今後の方向性（跡地利用）等の検討を行っており、「5 指定期間（予定）」中に施設の廃止等を行う場合があります。

※本市では令和6年度から公共施設等の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を民間企業等に付与し、ネーミングライツを取得した民間企業等（ネーミングライツ・パートナー）から対価を得て、施設等の運営維持と利用者のサービス向上を図ることを目的とする、ネーミングライツ制度を導入しており、運動施設においても「5 指定期間（予定）」中にネーミングライツ・パートナーを募集する場合があります。

※津市民テニスコートは令和3年供用開始後、単独の施設の指定管理者として管理運営を行ってきましたが、今回の公募に合わせて「津市運動施設（津地域）」の管理施設に含めています。

※津市海浜公園内テニスコートは令和8年3月31日をもって施設を廃止しました。

3 運動施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を図ります。

- (1) 条例、津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則のほか、関係する法令、条例、規則、津市運動施設（津地域）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書に示す基準を満たした管理運営を行うものとします。
- (2) 運動施設の施設及び設備については、利用者が安全に利用できることを最優先とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行います。
- (3) 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行います。
- (4) 事業計画書等に基づき、運動施設の効用を最大限に発揮させるよう日常の保守点検、施設等の機能向上や改良、改善に努め、創意工夫により、管理経費等の縮減に努めます。
- (5) 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行います。
- (6) 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めます。
- (7) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行います。
- (8) 本市の環境方針等に基づく環境に対する取組に努めます。
- (9) 事故防止、安全管理には、特段の注意と責任感をもって当たり、安全に安心して利用できる施設管理を行います。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 条例第16条各号に規定する業務

- (ア) 運動施設の使用の許可に関する業務
- (イ) 運動施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ロ) その他市長が必要と認める業務

イ 自主事業

本市におけるスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るなどの運動施設の設置目的や市の特性等を踏まえたうえで、上記アに規定する業務のほか、運動施設の利用促進等、利用者サービスの向上、運動施設の収益性向上及び活性化等を図るため、指定管理者のノウハウを活かして自らの責任と負担により以下に掲げる自主事業を実施するものとします。なお、自主事業の実施に係る経費について指定管理料からの支出は出来ません。

指定管理者は自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画、参加料、販売料等を明らかにした上で、あらかじめ本市の承認を得るものとします。この場合において、条件を付けて実施を承認する場合があります。

自主事業については、指定管理者候補者選定後に、その実施の内容等に関し、本市と改めて協議するものとします。

- (ア) 運動施設を活用した各種大会、スポーツ教室、スポーツイベント等の開催等に関する業務
- (イ) その他運動施設の利用促進・利用サービスの向上に関する業務

(2) 業務の留意事項

ア 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等、法令の規定により、市長の権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除きます。

イ 運動施設の管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、当該業務の一部を第三者に委託することにつき、あらかじめ本市の承諾を受けたときはこの限りではありません。

ウ 指定管理者が行う業務は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約及び津市公契約条例施行規則第4条の2に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

指定管理者として指定された団体は、津市公契約条例第6条の規定に基づき、別紙1「特記仕様書」における労働環境の確保に係る誓約事項について誓約しなければなりません。

5 指定期間（予定）

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

この期間は、津市議会での議決が必要となりますので、ご注意ください。また、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

6 指定管理料

指定管理者は、運動施設の利用料金収入と本市からの指定管理料をもって運動施設の管理運営を行うものとします。

指定管理料の上限については、次の表のとおり（消費税及び地方消費税額を含む。）とします。

【指定管理料の上限額】

総額 507,976千円

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
89,821千円	97,232千円	102,453千円	106,916千円	111,554千円

指定管理料については、令和6年度及び令和7年度の実績を参考に、年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いて算出し、一定の基準額を設定しています。上限額を上回る提案をした場合は失格となります。

また、一般管理費として、本部人件費などの必要経費を一定の割合（人件費の10％）を設定し、計上しています。

なお、指定管理料の最終的な額は、指定管理者が応募に際して収支計画書に記載した管理運営経費の額を元に本市が精査し、指定管理者と調整の上で決定します。

収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないとき、又はその費用の額が対価の額を超えたときについても精算をしないものとします。

ただし、その利益が、指定管理者の管理業務と収支の状況からみて客観的に過大と認められる場合や協定時に見込まれていない特段の事情変更が生じた場合など、指定管理者の自己努力と認められない場合（協定金額どおり支払うことが合理的でない場

合)には、総合的に判断し精算等について本市と指定管理者で協議することとします。

本市が想定している修繕費、建築基準法第12条点検業務、防火対象物定期点検業務（津市古道公園内テニスコート）、令和10年11月リニューアルオープン予定の津市海浜公園内陸上競技場に関する業務の経費は次の表のとおりです。

(円)

費目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	備考
修繕費 ※1	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000	
建築基準法第12条点検業務	207,900	218,295	229,210	240,670	252,704	津球場公園内野球場 三重武道館弓道場的場 津市民テニスコート
防火対象物定期点検業務	24,255	25,468	26,741	28,078	29,482	古道公園内テニスコート
人工芝維持管理業務	0	0	2,000,000	2,000,000	2,000,000	海浜公園内陸上競技場
陸上電子機器保守点検業務 (写真判定装置ほか)	0	0	1,980,000	1,980,000	1,980,000	海浜公園内陸上競技場
陸上情報処理システム (NANS) 保守点検業務	0	0	385,000	385,000	385,000	海浜公園内陸上競技場
陸上協競技用機器保守点検業務 (投てき囲い、高跳びマット等)	0	0	220,000	220,000	220,000	海浜公園内陸上競技場
自動ドア保守点検業務	0	80,000	160,000	160,000	160,000	海浜公園内陸上競技場
昇降機設備保守点検業務	0	120,000	240,000	240,000	240,000	海浜公園内陸上競技場
自家用電気工作物保安管理業務	0	240,000	480,000	480,000	480,000	海浜公園内陸上競技場
消防設備保守点検業務	0	50,000	100,000	100,000	100,000	海浜公園内陸上競技場
防火対象物点検業務	0	50,000	50,000	50,000	50,000	海浜公園内陸上競技場
植栽管理業務 (芝草管理)	0	600,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	海浜公園内陸上競技場
一般廃棄物収集運搬業務	0	90,000	180,000	180,000	180,000	海浜公園内陸上競技場
空調設備保守点検業務	0	250,000	500,000	500,000	500,000	海浜公園内陸上競技場
光熱水費	0	1,182,000	2,364,000	2,364,000	2,364,000	海浜公園内陸上競技場
通信費	0	36,000	72,000	72,000	72,000	海浜公園内陸上競技場
賃借料 (リース料)	0	200,000	200,000	200,000	200,000	海浜公園内陸上競技場
事業経費 ※2 (リニューアルイベント)	0	3,000,000	0	0	0	海浜公園内陸上競技場

※1 修繕費は、現行の指定管理者から報告を受けた今後の修繕予定を確認し、本市と協議の上で精査し、緊急修繕も含めて計画し積算しています。ただし、修繕の優先度が高いと認められる場合は、計画とは別の修繕を行うことができることとします。

※2 津市海浜公園内陸上競技場のリニューアルイベントに係る事業経費は、今回の提案に含むこととしますが、最終的に各団体の意向等も考慮し、本市と協議した上で決定する必要があることから、上記の金額を支出の見込み額に計上し、金額確定後に精算することとします。なお、上記の金額を超えた場合の補填はありません。

7 関係法令等の遵守

運動施設の管理にあたっては、仕様書等のほか、次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 津市公契約条例
- (6) 津市公契約条例施行規則
- (7) 個人情報の保護に関する法律

- (8) 津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (9) 津市個人情報の保護に関する法律等施行規則
- (10) 津市情報公開条例
- (11) 津市情報公開条例施行規則
- (12) 津市行政手続条例
- (13) 津市行政手続条例施行規則
- (14) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (15) 都市公園法
- (16) 施設維持・設備保守点検に関する法令等
(建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)
- (17) その他運動施設を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

8 応募の資格

(1) 応募者の形態・応募資格

応募者は、指定期間中、管理運営方針等に沿って安全かつ円滑に運動施設を管理運営し、運動施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

ア 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。

（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ヘ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法

(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

カ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

キ 当該施設の管理運営に不可欠な資格((公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士、乙種防火管理者)を有していること。

ク 令和8年9月9日(水)に開催する説明会に参加できること。(応募に当たっての必須条件とします。共同事業体での応募の場合は、共同事業体を代表する法人等の参加を必須とします。)

(2) 共同事業体の応募に関する事項

運動施設のサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同事業体として応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して応募してください。

ア 共同事業体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する法人等を定めてください。この場合において、他の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱います。なお、代表する法人等又は構成員の変更は認めません。

イ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は代表する法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うことになります。

ウ 共同事業体の構成員間における連帯責任の割合等については、共同事業体協定書で定めてください。

エ 代表する法人等にあつては「(1) 応募者の形態・応募資格」のアからクまでのすべての要件を満たすものとします。また、構成員となる法人等にあつては、アからカまでの要件をすべて満たすものとします。

9 選定スケジュール

本件の選定並びに選定後のスケジュールは、別紙2「津市運動施設(津地域)指定管理者選定のスケジュール」のとおりとします。

10 応募の手続

(1) 応募書類及び提出部数

指定を希望する法人等(以下「応募団体」という。)は次の書類を提出してください。

ア 申請書関係【各 1 部】

	内容	様式
(ア)	運動施設指定管理者指定申請書	第 1 号様式
(イ)	共同事業体応募構成届出書（委任状）	第 2 号様式
(ウ)	共同事業体応募構成届出書（責任体制）	第 3 号様式
(エ)	共同事業体協定書又はこれに準ずるもの	—

※(イ)～(エ)は共同事業体による応募の場合のみ提出してください。

イ 法人等に関する書類関係【正本各 1 部、副本各 2 部（複写可）】

※共同事業体の場合は代表する法人等及び構成員ごとに提出してください。

	内容	様式
(ア)	法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	—
(イ)	登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し ※指定申請書を提出する 3 ヶ月以内に取得したもの	—
(ウ)	印鑑登録証明書 ※指定申請書を提出する 3 ヶ月以内に取得したもの	—
(エ)	役員等の名簿 ※指定申請書を提出する時点のもので、氏名（フリガナ付）及び役職名、生年月日、住所又は居所を記載したもの	—
(オ)	経営状況を説明する書類 ※指定申請書を提出する日の属する事業年度から直近 3 ヶ年の法人等の事業報告書、収支決算書又は計算書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び財産目録（主要科目の明細）、法人税申告書（内訳含む）の写し又はこれらに準ずる書類	—
(カ)	指定申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書、又はこれらに準ずる書類	—
(キ)	国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納（未納税額）が無いことを証明するもの。） ※指定申請書を提出する 3 ヶ月以内に取得したもの	—
(ク)	誓約書	第 4 号様式

ウ 提案書関係【正本各 1 部、副本各 10 部】

	内容	様式
(ア)	法人等の概要（所在地、設立年月日、資本金、従業員数、主な業務内容等）を記載した書類	—
(イ)	津市運動施設（津地域）の管理に係る事業計画書	第 5 号様式又は第 6 号様式（いずれの場合も別紙 1 ～別紙 8 までを含む。）
(ウ)	津市運動施設（津地域）の管理に係る収支計画書	第 7 号様式又は第 8 号様式（別紙 9、別紙 10 を含む。）

(2) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、それぞれ作成した応募団体に帰属します。

本市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、応募書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(3) 応募書類の情報公開

応募書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。ただし、法人等の持つ独自のノウハウ等に関する情報については、開示しません。

(4) 提出にあたっての留意事項

ア 重複提案の禁止

提案書の提出にあたり、複数の提案はできません。

イ 提案内容の変更禁止

応募書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

なお、提案内容に影響のない範囲で明らかな誤字・脱字等があるときは、本市から修正を求める場合があります。

ウ 費用負担

応募に必要な費用は、すべて応募団体の負担とします。

エ 使用言語及び通貨単位

応募書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

オ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、応募書類は、選定等のために必要な範囲で複製することがあります。

カ 様式

様式は原則として日本工業規格 A 4 版とし、ファイルに綴じるなど、まとめて提出してください。

キ 押印

応募書類における申請者の押印について、自署の場合は、押印不要ですが、記名の場合は、押印が必要です。押印の際は、印鑑登録証明書の印鑑を使用することとします。

ク 社名、ロゴ等の非表記

副本は、会社名、ロゴ等で法人等又は共同事業体が特定できないように作成してください。（黒塗り又は非表示としてください。）

11 事業計画書

(1) 「9 応募の手続(1)応募書類及び提出部数ウ(イ)」に規定する津市運動施設（津地域）の管理に係る事業計画書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

ア 市民の平等な利用の確保

イ 運動施設の効用の最大限の発揮

ウ 運動施設の管理経費の縮減

エ 運動施設の良い維持管理保全

オ 市民サービスの向上

カ 個人情報の保護

キ 関係法令の遵守及び利用者の安全確保

(2) 魅力ある運営及びサービスの提供を実現するための計画を具体的に記載してください。

ア 管理運営に関する基本方針

(ア) 総合的な基本方針と達成目標

(イ) 仕様書で示す指定管理者の各業務に関する基本方針

(ウ) 収支のバランス、コスト縮減等の経営方針

イ 運営業務（自主事業を含む）に関する計画

(ア) 次の業務について、具体的な運営内容を記載してください。

a 運動施設維持管理業務

b 自主事業

(a) スポーツ教室の実施

(b) スポーツ大会及びイベントの実施

(c) 利用促進・利用サービスの向上に関すること

(d) その他スポーツ振興事業の企画運営に関すること

※これらの事業実施にあたっては、特定非営利活動法人津市スポーツ協会等のスポーツ関連団体と提携・協働して実施するよう努めてください。

c 業務の一部について委託する場合は、委託する業務内容、受託者選定方法、委託料等を含めた方針

d 個人情報の取り扱いについての考え方

ウ 組織及び人員配置計画

(ア) 適切な人員配置を考慮した組織図

a (公財) 日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士の資格を有する者

b 乙種防火管理者の資格を有する者

c 職員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、資格、技術等

d 人材育成方針及び職員の研修計画

エ 上記以外についての提案事項があれば、併せて記載してください。

12 収支計画書

収支計画書の作成にあたっては、管理運営業務及び自主事業のそれぞれについて、各年度毎の収支計画を主な収入・支出項目に区分し、別紙 9 及び別紙 10 に記載してください。また、予算の積算内訳についても必ず示してください。（積算内訳の様式は問いません。）

13 経費に関する事項

(1) 運動施設の収入

利用料金制を導入しており、本市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する各事業の収入等を指定管理者の収入とすることができます。また、本市が支払う指定管理料及び支払い方法については、予算の範囲内で年度ごとに締結する協定書で定めます。

過去 2 ケ年の利用料金収入の実績は次のとおりです。

(単位：円)

収入区分	令和 6 年度	令和 7 年度
利用料金収入	24, 290, 799	23, 742, 810

※施設利用者数：令和 6 年度 167, 196 人、令和 7 年度 162, 351 人

※減免の実績：令和 6 年度 3, 213, 400 円、令和 7 年度 2, 800, 770 円

※津市海浜公園内陸上競技場及び津市海浜公園内テニスコートは改修工事に伴い、令和 7 年 8 月 1 日から休止しました。

(2) 運動施設の管理運営に要する経費

過去 2 ケ年の管理運営に要する経費の実績額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりです。管理運営に要する経費から利用料金収入見込額等を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として支払います。

(単位：円)

経費区分	令和 6 年度	令和 7 年度
1 材料費	729, 899	1, 003, 490
2 外注費	13, 593, 504	10, 532, 225
3 人件費	51, 999, 998	57, 129, 669
4 通信費	685, 627	761, 682
5 備品購入費	507, 982	1, 828, 293
6 消耗品費	1, 649, 422	1, 441, 021
7 光熱水費	13, 883, 718	10, 132, 095
8 租税公課	5, 943, 856	6, 569, 304
9 手数料	72, 872	67, 672
10 修繕費	1, 436, 027	1, 828, 145
11 燃料費	154, 951	160, 218
12 保険料	437, 514	482, 281
13 賃借料（リース料）	637, 890	1, 331, 286
14 広告宣伝費	530, 355	549, 700
15 その他	1, 198, 060	534, 354
管理費計	93, 461, 675	94, 351, 435

※上記の実績には、建築基準法第12条点検業務、防火対象物定期点検業務（津市古道公園内テニスコート分）、令和10年11月リニューアルオープン予定の津市海浜公園内陸上競技場に関する業務の経費は含まれていません。

(3) 修繕費等の経費負担区分

項目	基準額（税込）	津市	指定管理者
施設の増改築、設備更新 （※1）	—	○	
施設・備品の修繕 （※2）	1件100万円以上	○	
	1件100万円未満		○

※1 施設の増改築、設備更新については、原則として本市において負担するものとします。ただし、利用者からの要望や利用者サービス向上の観点から、指定管理者が必要と認める場合は、本市と指定管理者との協議により対応を決定するものとします。

※2 備品の購入については、あらかじめ本市と協議を行うこととします。（備品とは、津市物品会計規則に基づき、1年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え得る物で、1個又は1組につき1万円以上のものとします。）

(4) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

(5) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

人件費（社会保険料等を含む）

管理費（修繕費、光熱水費、委託料、燃料費、雑費、原材料費等）

事務費（通信運搬費、手数料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費等）

※ 自主事業の開催に要する経費は指定管理者の負担になります。

(6) 経理に関する事項

指定管理業務に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとします。

団体（法人）等自身の口座とは、別の独自口座で管理するものとします。

また、自主事業に係る収入・経費等は、条例第16条各号に規定する指定管理者が行う業務とは区分経理を行うものとします。

14 指定管理者選定の方法及び基準

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、「津市・産業スポーツセンター及び津市運動施設（津地域）指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定の基準

ア 事業計画書等の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。

イ 事業計画書等の内容が、運動施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

エ 運動施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

以上のような選定の基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断します。

(ア) 運動施設運営の基本方針及び実施方針

(イ) 事業への具体的な取り組み方

(ウ) 運動施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制、有資格者等）

(エ) 市民の雇用、高齢者の雇用

(オ) 業務の一部を委託する場合の市内本店業者の活用

(カ) 適正な管理及び経理の事務処理

(キ) 安全管理、緊急時の対応

(ク) 環境への配慮

(ケ) 障がい者等への配慮

(コ) 地域との連携

(3) 選定委員会による審査及び選定

選定委員会において、書類審査（応募書類による応募資格の確認、提案内容等の審査）及び応募団体を対象としたヒアリング審査（法人等又は共同事業体）によるプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（30分程度）を行い、別紙3「津市運動施設（津地域）指定管理者候補者評価基準」に基づき、選定委員会で総合的に審査して、指定管理者候補者を選定します。

(4) 審査の日程等

書類審査及びヒアリング審査については令和8年11月上旬を予定しています。（日時、場所等については、応募書類等の提出期限後に別途通知します。）

また、プレゼンテーションにおいては、プロジェクターを使用した説明も可能としますが、提出された事業計画書等以外の資料を使用する場合（例：プレゼンテーション用に資料を加工する場合等）は、ヒアリング審査実施日の3日前までに（ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。）事務局に資料を提出し確認を受けるものとします。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、審査終了後速やかに書面で通知します。また、本市のホームページ上でも公表します。

(6) 指定管理者の決定

令和8年12月に開催予定の津市議会における指定管理者の指定に係る議案の議決を経て指定管理者を決定します。

なお、協議が成立しない場合や、指定管理者として運動施設の管理運営を行うことが困難と判断される事情が生じた場合等は、本市は原則として、次点者と協議を行うこととします。

(7) 失格の要件

応募する法人等又は共同事業体が次の要件に該当した場合は、失格とします。

ア 法人等又は共同事業体の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合

- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画書等を提出した場合
- エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ その他不正行為があった場合

15 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

津市議会に指定管理者の指定に係る議案を上程し議会の議決が得られれば、当該候補者を指定管理者に指定します。また、指定管理者に文書により通知します。

(2) 協定の締結

指定管理者は、本市と運動施設の管理運営に関する基本協定及び年度協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

- (ア) 指定期間に関する事項
- (イ) 利用の許可等に関する事項
- (ウ) 事業計画に関する事項
- (エ) 利用料金に関する事項
- (オ) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (カ) 指定管理料に関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等

イ 年度協定

- (ア) 当該年度の指定管理料及び支払方法に関する事項
- (イ) 当該年度の事業計画に関する事項等

(3) 指定後の留意事項

指定管理者が、法第244条の2第11項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取消すことがあります。

(4) 責任分担

本市と指定管理者の責任分担の方針は別紙4「津市と指定管理者との責任分担表」のとおりとします。詳細は、基本協定の締結を行う際に定めることとします。

16 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後30日以内に、事業報告書を作成し、本市に提出するものとします。

(2) 業務報告の聴取等

本市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に若しくは必要に応じて随時に報告を求めるとともに、業務等の実施状況を確認するため、実地調査、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 業務の遂行に対する評価

本市は、指定管理者の適正なサービスの提供を確保するため、次のとおり管理運営について評価等を行うものとします。

ア 定期評価

本市は、指定管理者から提出された事業報告書等に関し、別途、締結する協定書に示す指定管理者の業務の水準等を満たしているかについて、確認を行うものとしします。

イ 随時評価

本市は、必要があると認めるときは、管理運営の内容及び経理の状況について、指定管理者に説明を求め、又は運動施設内への立入検査により確認を行うものとしします。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を本市に賠償するものとしします。

「16 業務の継続が困難になった場合における措置」により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、本市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、本市に対し賠償の責めを負うものとしします。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償するものとしします。ただし、その損害が本市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

(6) 保険の付保

指定管理者は、業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加するものとしします。

17 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、本市は指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとしします。その場合において、指定管理者に損害が生じて、本市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合

イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

エ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力（別紙4「津市と指定管理者との責任分担表」不可抗力を参照）が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。

なお、不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、本市と協議

することができるものとします。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、本市は指定の取消しを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、本市は是正や改善等必要な指示を行うこととします。なお、指定管理者が指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

18 その他

(1) 準備行為

指定管理者は、指定期間の開始前に本市と協議を行った上で、令和9年4月1日から施設を利用開始できるように指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとします。なお、準備行為に係るすべての経費は、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の引継ぎ

指定期間の終了時において、指定管理者は、指定期間終了後の施設又は設備等の利用に係る利用料金を収受している場合は、当該利用料金を次期指定管理者等に引き継ぐものとし、次期指定管理者等が、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう必要な引継ぎを行うものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、運動施設の施設又は設備を速やかに原状に回復するものとします。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、津市個人情報の保護に関する法律施行条例及び津市個人情報の保護に関する法律等施行規則を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、運動施設の管理運営に関して保有する情報について情報公開請求があつた場合は、関係法令に基づき対応するものとします。

(6) 連絡調整会議の設置

本市と指定管理者は、運動施設の管理運営業務等を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置するものとします。

19 申請の手続き

(1) 募集要項及び仕様書等の配付

募集要項、仕様書及び申請書類（以下「募集要項等」という。）については、令和8年8月26日（水）から本市のホームページで公開します。

なお、原則として窓口での配付は行いません。

(2) 説明会（参加必須）及び現地見学会

ア 日時及び場所

日時：令和8年9月9日（水） 午後1時30分から

場所：津市殿村150番地 津市民テニスコート管理棟2階会議室2

イ 参加申込方法

第9号様式「津市運動施設（津地域）指定管理者公募に係る説明会及び現地見学会の参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法で申し込んでください。参加人数は、1団体3名以内とします。

なお、持参の場合を除いて、必ず電話にて到達を確認してください。

(ア) 申込期限：令和8年9月8日（火）午後5時まで（必着）

(イ) 送付先：津市北河路町19番地1メッセウイングNHW2F

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

電話 059-229-3254

Fax 059-229-3247

E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

ウ 内容

(ア) 募集要項・仕様書などに基づいた応募説明（30分程度）

(イ) 施設の見学会（全施設計4時間程度）

エ 注意事項

当日は、本市では募集要項等は準備しませんので、参加者で持参してください。

質問については、次の(3)質問事項の手続きによるものとして、当日は受け付けません。

(3) 質問事項

質問がある場合は、第10号様式「津市運動施設（津地域）指定管理者募集要項等に関する質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話、口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

ア 受付期間

令和8年9月10日（木）午前9時から同年9月15日（火）午後5時まで

イ 送付先

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

ウ 回答

令和8年9月18日（金）午後5時までに、市のホームページで、全質問とその回答を公表します。

(4) 応募書類の提出

指定申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに持参してください。

ア 受付期間

令和8年9月24日（木）午前9時から同年10月9日（金）午後5時まで（ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。）

イ 受付時間

受付期間中の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出場所

津市北河路町 1 9 番地 1 メッセウイング N H W 2 F

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

(5) その他

申請に係る経費はすべて応募団体の負担とします。

20 問い合わせ

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

〒514-0056 三重県津市北河路町 1 9 番地 1 メッセウイング N H W 2 F

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 5 4

Fax 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 4 7

E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

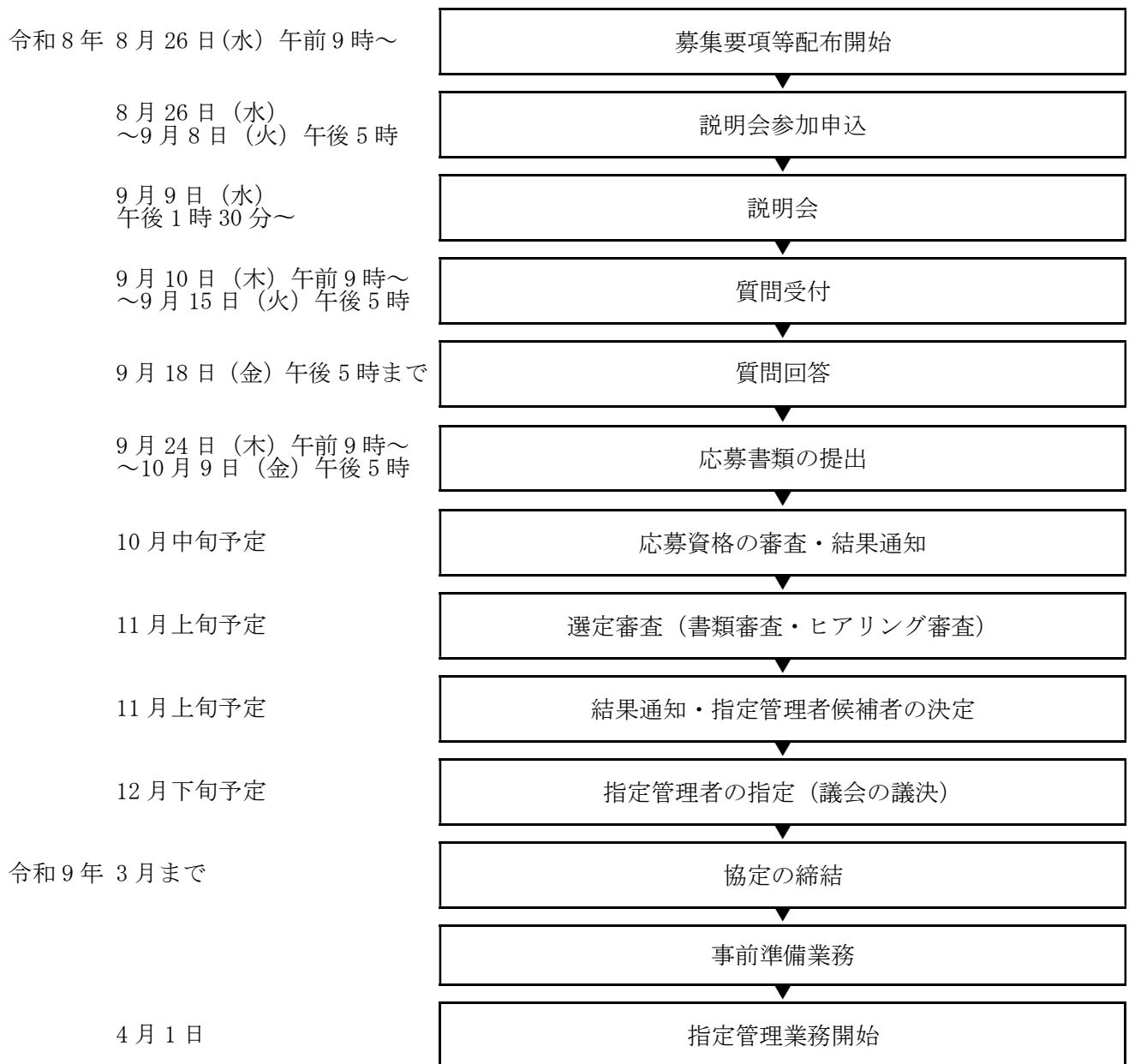
特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有しているとき認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

津市運動施設（津地域）指定管理者選定のスケジュール



津市運動施設（津地域）指定管理者評価基準

各項目及び評価基準ごとに審査した上で、総合的に審査します。

なお、選定委員会において総合的に事業計画が適切であると判断した場合においても、改善を要する項目や内容があると判断した場合は、改善に関する計画書の提出を求める場合があります。

評価項目		評価基準	
1	施設管理運営に係る方針等について	(1)	施設の効用を発揮させる提案がなされているか。
		(2)	利用者のニーズの把握及び反映を行う仕組みがあるか。
		(3)	市民の平等な利用の確保及びサービス向上が見込まれるか。
		(4)	利用者のニーズにあった事業展開が見込めるか。
		(5)	環境や障がい者等への配慮した提案がなされているか。
		(6)	指揮系統や業務執行に係る責任者は明確にされているか。
		(7)	労働諸法を遵守した管理体制が図られているか。
2	施設の維持管理について	(1)	経費の算出は指定管理者の実現性のある創意工夫がみられるか。
		(2)	収支計画の実現性はあるか。
		(3)	経費の削減が図れるか。
		(4)	経費の算出根拠が明確であるか。
		(5)	公の施設の管理をしていくという認識を持っているか。
		(6)	指定管理者の業務範囲、業務内容を正しく把握しているか。
3	施設の運営体制について	(1)	経営・運営方針は指定管理者として相応しく、施設の管理運営に有資格者等の必要な人員配置はなされているか。
4	安全管理及び緊急時の対応について	(1)	個人情報保護に関して法令を遵守し、緊急時等の対応についてマニュアルの作成及び研修体制は適切か。

津市と指定管理者との責任分担表

別紙 4

項目		No.	責任分担の内容	負担者	
				津市	指定管理者
共通	募集要項、仕様書	1	募集要項、仕様書等、市が作成した内容の誤り、変更に関するもの	○	
	応募	2	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の不備、誤りに関するもの		○
		3	応募費用に関するもの		○
	制度関連	4	法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもので本施設に特別に影響を及ぼすもの	○	
		5	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応	6	本施設の設置・運営等に対する住民要望及び訴訟への対応	協議	
		7	指定管理者が行う業務に関する苦情・要望等への対応		○
	環境問題	8	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
		9	上記以外の市が行う業務に起因するもの	○	
	第三者賠償	10	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者(利用者を含む)に損害を与えた場合		○
		11	上記以外の事由によるもの	○	
	債務不履行	12	指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○
		13	市の方針変更、その他手続の遅延などによるもの	○	
維持管理運営	不可抗力	14	風水害・地震・津波などの自然災害、新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等、テロ・暴動など制御できない人為的な事象に起因して生じた損害及び事業履行不能	協議	
		15	施設の劣化及び特定できない第三者による行為(予め取り決めた規模以下のもの)		○
		16	施設の劣化及び特定できない第三者による行為(上記以外のもの)	○	
		17	指定管理者の責めに帰すべき事由による事故・火災等による施設の損傷		○
		18	市の責めによる事故・火災等による施設の損傷	○	
		19	施設の瑕疵によるもの	○	
	施設損傷	20	指定管理者が善管注意義務を怠っていた場合		○
		21	指定管理者の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達		○
		22	市の責めに帰すべき事由によるサービスの仕様・要求水準の不適合、未達	○	
	サービスの仕様・要求水準の不適合、未達	23	指定管理者の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		○
		24	市の事由による施設・設備の変更等に伴う、指定管理者が行う施設の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	○	
	維持管理	25	指定管理者の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失		○
		26	市の責めに帰すべき事由による備品等の損傷、滅失	○	
		27	経年劣化によるもの(予め取り決めた規模以下のもの)		○
		28	経年劣化によるもの(上記以外のもの)	○	
	備品等の損傷	29	指定管理者の責めに帰すべき個人情報等の外部流出		○
		30	市の責めに帰すべき事由による個人情報等の外部流出	○	
	情報管理	31	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合		○
		32	市の責めに帰すべき事由により施設の供用ができなくなった場合(施設の瑕疵によるものを含む)	○	
	施設の停止、中止	33	指定管理者の事由による事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの		○
		34	市の事業内容・用途の変更等に伴う、事業の遅延、運営費の増加に関するもの	○	
	事業運営	35	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	協議	
	物価変動	36	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	協議	
		37	法人税・法人住民税率等の変更	協議	
	利用者対応	38	指定管理者の業務範囲内のサービス内容等に対する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		○

○は主負担

上記の責任分担表については、本市と指定管理者の協議の上、協定の締結までに変更することがあります。

【参考】

津市公契約条例に係る労働報酬下限額の運用について

本件は、津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約であるとともに、同条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。

津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に沿って事務処理等を進めるとともに、その内容を履行しなければなりません。

本紙では、事業者が履行しなければならないことについて下記のとおりお示ししますので、本件に係る入札等に参加する事業者にあつては、この内容を十分理解した上で入札等に参加してください。なお、より詳細な内容については、マニュアルをご覧ください。下記担当にお問い合わせください。

記

1 入札等に参加する事業者がしなければならないこと

入札等に係る指名通知一式のうち「特記仕様書（津市公契約条例及び労働環境の確保に係る誓約事項）」に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。

なお、受注者となった場合は、このことを改めて了解した上で契約を締結してください。

2 受注者がしなければならない主なこと

- (1) 発注者に対して
 - ・労働状況台帳を作成し、下請業者、再委託業者など（以下「受注関係者」という。）の分を取りまとめた上で提出する。
- (2) 対象労働者に対して
 - ・労働報酬下限額（別紙「令和8年度津市労働報酬下限額」のとおり）以上の賃金を支払う。
 - ・津市公契約条例の概要、労働報酬下限額などを書面により周知する。
（現場への掲示、文書配布など）
- (3) 受注関係者に対して
 - ・運用についてその内容を説明する。
（労働者に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、対象労働者への周知、労働状況台帳の作成及び提出）

3 マニュアルについて

津市ホームページ（<https://www.info.city.tsu.mie.jp/>）にて閲覧及びダウンロードすることができます。

※ 労働報酬下限額の運用に関して不明な点などが生じた場合は、津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課（TEL 059-229-3254）にお問い合わせください。

【参考】

令和 8 年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1 , 2 1 7 円
---------	-------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。